

令和7年度「運転者職場環境良好度認証(働きやすい職場認証)」
取得助成金 交付要綱

一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「埼ト協」という。)の会員事業者が「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」(以下「本制度」という。)に登録した場合、その費用の一部を助成し、安定的な雇用促進対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本制度の認証機関は、一般財団法人日本海事協会とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、埼玉県内に本社を置く埼ト協の会員事業者とする。

2 助成対象単位は、営業所毎では無く、埼玉県内に本社を置く法人を1単位とし、2年度において1回の交付申請とする。

3 会費の滞納が無いこととする。

(対象期間)

第4条 助成金の対象期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日の間までに、本制度の新規登録及び更新登録(登録日)した事業者とする。

(受付期間)

第5条 助成金の交付申請に係る受付期間は、令和7年4月1日から令和8年3月6日までとする。ただし、予算枠に達した時点で受付を終了とする。

(助成金額)

第6条 助成金額は、新規認証取得(上位認証取得を含む)及び同位認証継続は20,000円、三つ星の新規認証取得は30,000円とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、「運転者職場環境良好度認証取得助成金交付申請書」(別紙様式)に必要事項を記入押印の上、当該申請書に記載の添付書類を添え、埼ト協へ提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 埼ト協は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、申請事業者に対して助成金を交付する。

(報告)

第9条 埼ト協は、助成等に関して、必要な報告を求めることが出来る。

(助成金の交付取り消しと返還)

第10条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、埼ト協は助成金の交付を取り消すことができるとともに、埼ト協が行う助成事業のすべてに係る申請を当分の間受付及び交付決定を行わないものとする。

- 1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- 2) 前条に基づく提出書類が提出されない場合、または提出書類に不備がある場合
- 3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反した場合

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、埼ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附則)

本要綱は、令和7年7月15日より実施する。

令和7年度 運転者職場環境良好度認証(働きやすい職場認証)助成事業
交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
2. 助成対象 原則として埼玉県内に本社を置く会員事業者とし、1法人に対し2年度において1回の交付とする。なお、会費の滞納が無い会員事業者に限り助成する。 (助成対象) 第3条 助成の対象は、埼玉県内に本社を置く埼ト協の会員事業者とする。 2 助成対象単位は、営業所毎では無く、埼玉県内に本社を置く法人を1単位とし、2年度において1回の交付申請とする。 3 会費の滞納が無いこととする。	2. 助成対象 原則として埼玉県内に本社を置く会員事業者とし、1法人に対し2年度において1回の交付とする。なお、会費の滞納が無い会員事業者とし、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号）を運輸支局に届出している事業者に限り助成する。 (助成対象) 第3条 助成の対象は、埼玉県内に本社を置く埼ト協の会員事業者とする。 2 助成対象単位は、営業所毎では無く、埼玉県内に本社を置く法人を1単位とし、2年度において1回の交付申請とする。 3 会費の滞納が無いこととする。 4 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者に限り助成する。